

## 令和8年度適格消費者団体等活動推進事業募集要項

### (趣旨)

第1条 佐賀県(以下「県」という。)は、消費者被害の未然防止のために活動する適格消費者団体又は適格消費者団体の認定を目指す県内の消費者団体を支援し、県内において適格消費者団体の活動を促進することとする。

### (活動計画の公募等)

第2条 適格消費者団体等活動推進事業に際し、県は、消費者団体から活動計画を公募する。

2 応募できる団体は、佐賀県内に所在し、県内で活動する消費者団体とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む。)や、政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体、暴力団又はその構成員の統制下にある団体は除く。

3 県が公募する活動計画は、消費者被害の未然防止のために活動する適格消費者団体の取り組み、若しくは、適格消費者団体の認定を目指す県内の消費者団体が、県内において適格消費者団体の設立を促進する取り組みであり、かつ、設立後の取り組みであること。

4 応募する活動計画は、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 施設及び設備の設置等を主たる目的としたもの
- (2) 調査研究、計画策定等を主たる目的としたもの
- (3) 物品販売等の営利を目的としたもの
- (4) 事業の内容及び効果が特定の者のみに寄与するもの
- (5) 政治又は宗教を目的とするもの
- (6) 地域の交流行事や親睦会などのイベント
- (7) 他からの委託を受けて行う事業

5 応募する消費者団体は、様式第1号の活動計画書をくらしの安全安心課(〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11 アバンセ3階)に令和8年6月26日(金)午後5時までに提出するものとする。

### (審査及び採択等)

第3条 県は、提出された活動計画の事前審査を行い、書類に不備がある場合は、活動計画提出団体に補正を求めた上で審査に付する。

2 審査は、書類審査により行う。

3 審査に当たっては、次の項目を評価する。

- (1) 有効性(地域のニーズや課題に新たに又は発展的に取り組む活動であり、ユニークで新しいアイデアが盛り込まれている、適格消費者団体等が実施することの特徴や効果が生かされている、地域全体の消費者問題への対応力向上が期待できること)
- (2) 継続性(一過性でなく、継続性が見込まれる活動であること)
- (3) 実現性(実施体制、スケジュール等実現可能な活動であること、事業の基礎となる活動実績があるか、事業をやり遂げる信頼性があるか)
- (4) 公益性(特定の対象への限定的な活動ではなく、広く県民の消費生活を対象とする活動であること)
- (5) 費用の妥当性(事業内容に見合った積算基礎や支出項目となっていること)

- 5 審査に当たって、選定することが適当と認められる活動計画のうち必要があるものについては、活動計画及び費用を調整の上、選定することができるものとする。
- 6 県は、活動計画を決定し、応募団体の代表者に決定等の通知を行う。

(補助金の交付)

第4条 県は、決定した活動計画を提出した消費者団体に対し、令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助金の内容)

第5条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。この場合において、事業収益金その他の収入が見込まれるときは、補助対象経費から当該収入を控除した額とする。

(事業の実施)

第6条 事業実施者は、活動計画のとおりに事業を実施しなければならない。

- 2 事業実施者は、やむを得ない理由により事業内容の変更を要する場合もしくは事業の継続が困難な場合は、すみやかに県に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 県は、必要に応じて、適宜、事業実施者に指導・助言を行う。
- 4 県は、必要に応じて、適宜、事業実施者に事業の実施状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 事業実施者は、事業完了後1月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の定めるところにより、実績報告書を県に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第8条 県は、事業が完了した事業実施者について、令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の定めるところにより、補助金の精算を行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業		1 消費者契約法第13条第3項第2号により定められた 適格消費者団体の認定のために必要な活動実績となりうる 事業 2 適格消費者団体としての活動にかかる事業
補助 対象 経費	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対して支払う人件 費
	報償費	助言等を行う専門家に支払う謝金
	旅費	事業に直接従事する者及び専門家に支払う交通費、日当、宿 泊費等
	需用費	事業に係るパンフレットやリーフレット等の印刷製本に要 する経費のほか、消耗品等の購入に要する経費
	役務費	事業に係る通信・運搬費・輸送料等
	委託料	事業を行うために、事業の一部を第3者に委託する経費
	使用料及び 賃借料	会場借上料のほか、事業の遂行に必要な機材の借用料等
	備品購入費	事業に係る比較的長期の使用に耐えるもの並びにその付属 品で器具機械として整理するものの購入に要する経費
	その他	事業を行うために必要な経費等、業務遂行上必要であり、知 事が認めた費用
補助率		補助対象経費の10分の10
補助限度額		650千円

※計上できない経費：

- (1) 事業者の組織運営等に係る経常的な経費及び事業者の設備投資並びに財産取得に係る経費、食糧費
- (2) 見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額及び支払日が確認できない経費
- (3) クレジットカードによる支払で、下記アからウまでに該当する経費

ア 補助対象期間中の口座引き落としが確認できないもの

購入品等の引き取りが補助対象期間中であっても、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費とする。なお、分割払い等により、補助対象期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない場合も含む。

イ 補助事業者の代表者や従業員が、補助事業者のクレジットカードではなく、個人のクレジットカードで支払を行った「立替払」において、以下のいずれも確認ができないもの

- ・補助対象期間中の当該クレジット払いに係る口座引き落とし
- ・補助対象期間中における補助事業者と立替払者との間での精算

ウ 支払に充当したポイント等

ポイント等を支払に充当した場合の充当分相当額

※備考：補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

佐賀県知事 山口 祥義 様

団体所在地  
団 体 名  
代 表 者 役職名  
氏 名

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業活動計画書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 収支予算書 (別紙2)
- 3 支出積算明細書 (別紙3)
- 4 活動計画のアピール等 (別紙4)
- 5 団体の概要 (別紙5)  
(会員数、目的、活動内容、活動状況、収支規模等)
  - ・団体の規約 (任意様式)
  - ・団体の役員名簿 (任意様式)
- 6 誓約書 (別紙6)

【担当者連絡先】

団体名			
氏 名			
TEL		FAX	
E-mail			

※ 適格消費者団体等活動推進事業活動計画書（添付書類を含む。）に記載された個人情報は、適格消費者団体等活動推進事業にのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません（個人情報は、「佐賀県個人情報保護方針」により取り扱います。）。



(別紙2)

収 支 予 算 書

		区 分	予算額 (千円)	備 考	
収             入		適格消費者団体等活動推進 事業費補助金			
	自己 資金	自己負担金			
		寄付金、企業協賛金			
		その他			
	事業 収益 金 そ の 他 の 収 入	事業収益金			
		入場料、参加料			
		その他			
			合 計		

		区 分	予算額 (千円)	内 訳
支    出				
			合 計	

(別紙 3)

支 出 積 算 明 細 書

費 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
合 計		

(別紙4)

## 活動計画のアピール等

### 1 活動計画のアピール

※提案している活動が審査基準を満たしていることを説明してください。

項目 (審査基準)	内 容
(1) 有効性 : 地域のニーズや課題に新たに又は発展的に取り組む活動であること ユニークで新しいアイデアが盛り込まれていること 適格消費者団体等が実施することの特徴や効果が活かされていること 地域全体の消費者問題への対応力向上が期待できること	
(2) 継続性 : 一過性でなく、継続性が見込まれる活動であること	
(3) 実現性 : 実施体制、スケジュール等実現可能な活動であること 事業の基礎となる活動実績があるか、事業をやり遂げる信頼性があるか	
(4) 公益性 : 特定の対象への限定的な活動ではなく、広く県民の消費生活を対象とする活動であること	
(5) 費用の妥当性 : 事業内容に見合った積算基礎や支出項目となっていること	

### 2 補助事業終了後の取り組み

※翌年度以降も事業を継続させていくための長期的見通しについて、具体的に箇条書きで記載してください。また、翌年度以降の財源調達方法についても記載してください。

--

(別紙5)

記入日：令和 年 月 日

### 団体の概要

活動開始年月	年 月 (西暦表示)		
法人格	・ あり ・ 申請中 ・ なし (該当するものに○印を付けてください)		
法人名			
認証・許可年月	年 月 (西暦表示)	会員数	人
団体の設立目的 と 現在の活動内容			
これまでの 活動実績			

前年度(直近)の決算総額	年度 (西暦表示)	万円
今年度(直近)の予算総額	年度 (西暦表示)	万円

※決算総額・予算総額ともに支出ベースでご記入ください。

(別紙6)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

[ 法人、団体にあつては事務所所在地 ]

住 所

[ 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 ]

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日